

七尾市能登半島地震支援融資 信用保証料補助金

災害からの事業再建に取り組む事業者が借入する際に発生する信用保証料を補助します

R7.2.10時点

■ 補助対象者

以下に掲げる要件をすべて満たす者。

- (1)七尾市内に本店登記地を有する法人又は住所を有する個人事業主
- (2) 県伴走物価高※1、県伴走復興※2及び災害関連保証※3を利用して実行された融資の合計額が1億円を超えている者

※1物価高騰対策等総合支援特別融資保証制度

※2令和6年能登半島地震・奥能登豪雨災害対策特別融資保証制度

※3令和6年能登半島地震の激甚災害指定に伴う災害関連保証制度

- (3)市税の滞納がない者

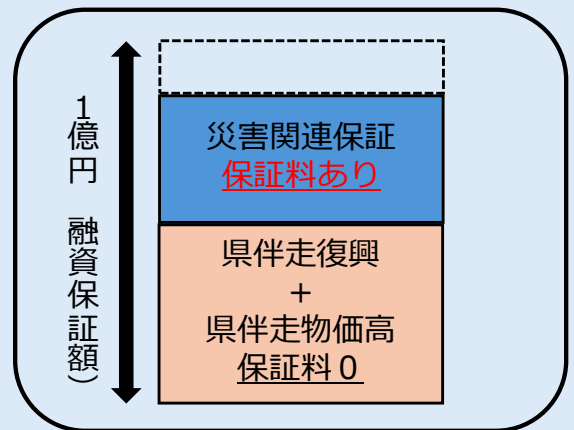
■ 対象費用

補助対象となる費用は、災害関連保証を利用して実行された融資への信用保証料とし、県伴走物価高、県伴走復興及び災害関連保証による融資の合計額から1億円を減じた額への信用保証料に相当する額を上限とする。

対象



対象外



■ 補助金額

対象費用の全額（上限100万円）

■ 申請書類

以下の書類を郵送等でご提出ください。

- (1)七尾市能登半島地震支援融資信用保証料補助金申請書（様式第1号）
- (2)石川県信用保証協会が発行する信用保証書の写し
- (3)登記事項証明書の写し（法人）、住民票の写し（個人事業主）
- (4)七尾市能登半島地震支援融資信用保証料補助金請求書（様式第3号）

■ 申請・問い合わせ先

七尾市産業部産業振興課 〒926-8611 七尾市袖ヶ江町イ部25番地
TEL：0767-53-8565 メール：sangyou-s@city.nanao.lg.jp

七尾市HP
QRコード

